

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、省令に定めるとおりとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるとおりとする。</p>	<p>[同左]</p> <p>第3条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、省令に定めるとおりとする。</p> <p>[同左]</p> <p>第4条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるとおりとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。